

児童手当制度のご案内

1. 児童手当とは

家庭における生活の安定と、これからの社会を担う児童の健やかな成長のために、高校生年代までの児童を養育している保護者へ手当を支給するものです。

2. 支給対象

ひたちなか市に住民登録があり、18歳到達後最初の3月31日まで(高校生年代まで)の児童を養育している保護者(以下、申請者といいます。)

※申請者の住民登録がひたちなか市以外にある場合は、申請者の住民登録がある市区町村で申請してください。

支給要件

- ・原則として、児童が日本国内に居住している場合に支給します。
- ・父母ともに所得がある場合は、**恒常的に所得が高い方が申請者となります**。単身赴任等の理由により児童と別居している場合も同様です。(別居を理由に受給者の変更はできません。)ただし、父母が離婚調停中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- ・児童が児童養護施設等に入所した場合は、施設の設置者に児童手当を支給します。

※申請者が公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。勤務先へお問い合わせください。

3. 支給額(児童1人当たりの月額)

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	一律 15,000円	一律 30,000円
3歳以上高校生年代まで	一律 10,000円	

※「第3子以降」とは、22歳到達後最初の3月31日までの養育している(経済的な負担をしている)お子さんのうち、3番目以降をいいます。

4. 支給月

申請した月の翌月分から手当の支給対象となります。誕生日や転出予定日が月末の場合は、出生・転出予定日の翌日から15日以内に申請すると出生・転出予定日の翌月から対象となります。

支払日	4月10日	6月10日	8月10日	10月10日	12月10日	2月10日
支払対象月	(2・3月分)	(4・5月分)	(6・7月分)	(8・9月分)	(10・11月分)	(12・1月分)

※10日が金融機関休業日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日に支給します。

※申請や届出の遅れ、受給資格の消滅等により上記支給日以外に支給することもあります。

注意!

お子さんの誕生日(転入の場合は、前住所地で記載した転出予定日)の翌日から15日以内に、申請者の住民登録がある市区町村で児童手当の申請をしてください。誕生日・転出予定日の翌月から支給対象となります。申請が遅れますと、申請をした翌月から支給対象となるため、手当が受けられない月が出る場合がありますので、ご注意ください。

提出・問い合わせ先

ひたちなか市子ども政策課 児童手当担当 TEL:029-273-0111(内線 7223,7224)
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号《市役所本庁第3分庁舎1階》

児童手当制度については、ひたちなか市ホームページをご確認ください。
HP内「児童手当について」※申請様式のダウンロードが出来ます。

市 HP ▼



児童手当の新規申請に必要なもの

- 手続きをする方(来庁者)の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)
- 申請者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの(個人番号カード等)
- 手当の振込先となる申請者名義の預金口座の通帳等
- 申請者の健康保険証のコピー(該当者のみ)

※国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合など各種共済組合員の方は提出が必要です。

※申請者の健康保険被保険者証の写しについては、令和2年6月1日からマイナンバー制度による情報連携により、個人番号(マイナンバー)カード等を提示することで添付が不要となりましたが、必要な情報の確認ができない場合は提出をお願いすることがあります。

申請者とお子さんが別居中(住民登録が別になっている)の方

- お子さんのマイナンバーが確認できるもの(個人番号カード等)

※平成30年7月1日からマイナンバー制度による情報連携により、個人番号(マイナンバー)カード等を提示することで、お子さんの世帯全員が記載された住民票の添付が不要となりましたが、必要な情報の確認ができない場合は、提出をお願いすることがあります。

第3子以降増額を受ける方で、19歳から22歳になる年度までにあるお子さんを養育している方

- お子さんのマイナンバーが確認できるもの(個人番号カード等)

※令和6年10月1日から多子加算のカウント対象が22歳に達した年度末までとなりました。そのため、19歳から22歳になる年度までにあるお子さんがいて、それにより第3子以降増額を受ける方は「監護相当・生活費の負担についての確認書」の提出が必要です。

1月1日にひたちなか市に住民登録がない方(転入した方など)

平成29年11月13日からマイナンバー制度による情報連携により、個人番号(マイナンバー)カード等を提示することで、申請者及び配偶者の課税証明書の添付が不要となりましたが、必要な情報の確認ができない場合は、提出をお願いすることがあります。

その他、「公務員を退職した方」「離婚により受給者の変更をする方」など、必要に応じて確認書類をご提出いただくことがあります。詳しくは子ども政策課までお問い合わせください。

現況届の提出は原則不要となりました

令和4年度から下記に該当する人を除き、現況届の提出は不要となりました。

- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ・戸籍や住民票に記載がない支給要件児童を養育している方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・その他、ひたちなか市から提出の案内があった方

※現況届は、毎年6月1日現在の児童の養育状況など、受給要件を確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

受給中の方も以下のような場合は届出が必要となります

- ・出生などにより養育する児童が増えたとき(出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。)
- ・受給者がひたちなか市外へ転出するとき(国外転出を含む)
- ・児童を養育しなくなったとき(児童養護施設入所や離婚等による養育者変更など)
- ・受給者が児童と別居したとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・受給者が婚姻したとき(受給者の変更をお願いすることがあります。)
- ・手当の振込先口座を変更したいとき(受給者の口座に限る)
- ・ひたちなか市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき
- ・3歳未満の児童を養育している受給者の加入する年金が変わったとき(厚生年金→国民年金等)

※受給者・児童が長期間出国するときは、届出が必要となる場合がありますので子ども政策課へご連絡ください。